

## 匝瑳市市民協働指針策定方針（案）

### 1 指針策定の背景・趣旨

今日まで、行政が担ってきた公共サービスは、「全て行政が対応するもの」といった意識が市民にも行政にもありました。

社会情勢が変化する中で、市民の生活や価値観も変化し、行政サービスの多様化とともに、行政だけで対応するのは難しくなっていますが、市民や民間企業が積極的にまちづくりに携わることで、様々な活力がまちづくりに活かされ、行政だけでは対応しきれない課題について解決を導いていくのではないかと考えます。

平成 20 年 3 月に策定した「匝瑳市総合計画」においても、まちづくりの基本目標の 1 つに「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」を掲げ、協働によるまちづくりを推進することと定めています。

また、市長マニフェスト 2014 に掲げる 3 つの基本方針の 1 つである「市民参加のまちづくり」の重点施策として、「市民参加による市政の推進」に取り組むこととしています。

最近では、自己実現型の市民活動が広がっていること、従来は負担増というイメージしかなかった「参加」が、いまでは積極的な価値づくり・まちづくりとしても捉えられるようになっていきます。

このため、策定方針として、市民と行政が相互の信頼のもとに、パートナーシップを築き、地域の公共的課題解決に向けて共に考え、協力して行動するとともに、市民等の自主性を尊重しながら目的を共有し、互いに役割と責任を明確にして取り組むこととします。この結果、市民と行政との役割分担が多角的に見直されていくことで両者の新たなより良い関係が作られる可能性があります。

このような考え方から、市民協働によるまちづくりのあり方や基本的事項を定める（仮称）「匝瑳市市民協働のまちづくり条例」の制定に向け、本市市民協働のマニュアル的位置付けとなる「匝瑳市市民協働指針」を平成 26 年度から平成 27 年度にかけて策定するものです。

## 2 指針策定の課題

### (1) 庁内の体制整備

全庁をあげて協働の推進を図るためには、庁内の横断的な連絡調整機能を強化するとともに、協働で進めた方が望ましい事業等については、積極的な見直しと改善を行う必要があります。

### (2) 市民と行政の相互理解

市民と行政との相互理解のためには、地域での問題を理解することが出発点であり、そこから問題解決に向け役割分担と協力関係を模索していく必要があります。そのためには、市民と行政が対話していく場を積極的に設け、各々の主体性を尊重し、信頼関係を築きあげることが重要です。

### (3) 意識改革

市民と行政とのまちづくりを進めるためには、市民・市職員の意識を変えていくことが必要です。

市民は、「地域でできることは地域で」という意識と責任をもって、身近なところからまちづくりに参加することが重要です。また、市職員は、市民協働を身近なこととして捉え、協働型のまちづくりに対応できる柔軟性を持つことが必要です。

### (4) 地域の市民活動の活性化

自治会活動等は、いざというときの地域力として日ごろからの活動が大切です。また、市民活動団体との連携・協力が求められ、それぞれの主体において協働を理解し、リーダーとして活躍できる人材を育成していくことが必要です。

## 3 指針の策定視点

### (1) 市民参加型の指針づくり

協働のまちづくりは、市民・団体・行政が一体となり、それぞれの責任や役割を明確にし、助け合い、尊重しながら取り組むことが大切です。このため、指針策定過程に市民参加を積極的に取り入れ、市民の意見を盛り込んだ指針づくりを行います。

#### ・ 匝瑳市市民協働のまちづくり委員会

学識経験者 1人

市内団体推薦者 7人

一般公募（市内在住者） 5人

- ・市民意識調査の実施

対象2,000人（無作為抽出、16歳以上市民）

- ・団体アンケートの実施
- ・市長への手紙、まちづくりご意見箱の活用（秘書課実施）  
市民の自由意見を聴取する。
- ・パブリックコメントの実施

## （2）職員参加型の指針づくり

協働のまちづくりについて、職員の理解や意識改革を図り、目標を共有するとともに、庁内の横断的な職員参加により、指針づくりを行います。

- ・庁内アンケートの実施
- ・職員提案・意見の反映
- ・匝瑳市市民協働のまちづくり検討委員会【庁内組織】での検討

## 策定フロー

